

令和5年4月25日

# 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会



付議事項

- 議第18号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第19号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第20号 草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則案
- 議第21号 草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第22号 草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
- 議第23号 草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

1. 凡在本行存款... 2. 凡在本行存款... 3. 凡在本行存款... 4. 凡在本行存款... 5. 凡在本行存款...

議第18号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年4月25日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、所属職員の人事異動を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会の所管に属する職員の人事異動について

草津市教育委員会の所管に属する職員の人事異動を行うに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

令和5年3月24日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

# 人事異動内示

令和5年3月24日

草 津 市



新 任	旧 任	氏 名	備考
○ 部長級			
環境経済部長兼上下水道部理事 （農業集落排水処理施設跡地担 当）	教育委員会事務局教育部副部長 （総括）	田中 三男	昇格
○ 副部長級			
総合政策部副部長（人権政策担 当）	教育委員会事務局教育部副部長（ス ポーツ推進・スポーツ大会担当）兼ス ポーツ推進課長	宮田 勝一	
教育委員会事務局教育部副部長 （総括）	総合政策部副部長（総括）	岸本 久	
教育委員会事務局教育部副部長 （スポーツ担当）	健康福祉部副部長（健康増進・保険 年金・ワクチン担当）	田中 歩	
○ 課長級			
人権センター所長兼教育委員会事 務局児童生徒支援課参事	健康福祉部障害福祉課長兼健康福 祉政策課参事	一浦 暁美	
まちづくり協働部市民課長	教育委員会事務局生涯学習課長	上原 香織	
まちづくり協働部生活安心課参事	学校給食センター所長	田中 直樹	
健康福祉部生活支援課長兼人とく らしのサポートセンター参事	人権センター所長兼教育委員会事 務局児童生徒支援課参事	伊東 雄一	
健康福祉部障害福祉課長兼人とく らしのサポートセンター参事	教育委員会事務局スポーツ大会推 進室長兼スポーツ推進課参事	藤崎 篤	
志津こども園長	山田こども園長	山川 貴子	
老上こども園長	常盤こども園長	徳田 景子	
山田こども園長	第四保育所長	左田野 篤子	
笠縫こども園長	笠縫こども園副園長	管 久美子	昇格
常盤こども園長	志津こども園長	角 明美	
第三保育所長	老上こども園長	中島 昭子	

新 任	旧 任	氏 名	備考
教育委員会事務局教育総務課長兼 学校給食センター参事	教育委員会事務局教育総務課長	吉田 克己	兼務
学校給食センター所長	男女共同参画センター所長補佐兼 男女共同参画係長	大野 まゆみ	昇格
教育委員会事務局生涯学習課長	健康福祉部生活支援課長兼健康福 祉政策課参事	古川 郁子	
教育委員会事務局スポーツ推進課 長兼国スポ・障スポ推進室参事	健康福祉部人とからしのサポート センター所長兼健康福祉政策課参 事	堀井 武彦	
教育委員会事務局国スポ・障スポ 推進室長兼スポーツ推進課参事	健康福祉部新型コロナウイルスワ クチン対策室長	林 良作	
教育委員会事務局歴史文化財課長	教育委員会事務局歴史文化財課課 長補佐兼歴史文化財係長	中立 輝	昇格
草津宿街道交流館長兼史跡草津宿 本陣館長	教育委員会事務局歴史文化財課長	岩間 一水	
教育委員会事務局児童生徒支援課 長兼人権センター参事兼健康福祉 部人とからしのサポートセンター 教育委員会事務局学校政策推進課 長	教育委員会事務局児童生徒支援課 課長補佐兼児童生徒支援係長	北村 将	昇格
教育研究所長兼健康福祉部人とか らしのサポートセンター参事	教育委員会事務局学校政策推進課 課長補佐兼学校政策推進係長	尾関 大応	昇格
○ 課長補佐級	教育研究所長	木村 弘子	兼務
総務部税務課課長補佐兼市民税係 長	教育委員会事務局学校教育課課長 補佐兼学事・学校保健体育係長	古野 恵美子	
矢倉こども園副園長	草津中央おひさまこども園総括保 育教諭	上野 結城	昇格
玉川こども園副園長	矢橋ふたばこども園総括保育教諭	田辺 祐嗣	昇格
笠縫こども園副園長	玉川こども園副園長	鷗 奈緒子	
草津第二保育所副所長	第三保育所副所長	辻 愛里	
第三保育所副所長	第三保育所総括保育士	大河内 絢子	昇格
教育委員会事務局教育総務課課長 補佐兼総務係長兼学校政策推進課 副参事兼学校政策推進係副係長	教育委員会事務局教育総務課総務 係長兼学校政策推進課学校政策推 進係副係長	永田 厚子	昇格
教育委員会事務局スポーツ推進課 課長補佐兼スポーツ推進係長兼国 スポ・障スポ推進室副参事	環境経済部農林水産課課長補佐兼 農林水産係長	遠藤 敦	

新 任	旧 任	氏 名	備考
教育委員会事務局歴史文化財課課長補佐兼埋蔵文化財係長	教育委員会事務局歴史文化財課副参事	岡田 雅人	補職替
南草津図書館副参事兼副館長	南草津図書館副館長	大西 協子	昇格
教育委員会事務局学校教育課課長補佐兼学事・学校保健体育係長	子ども未来部幼児課入所・入園係長	馬場 正和	昇格
○ 係長級			
まちづくり協働部市民課戸籍住基係長	教育委員会事務局スポーツ推進課スポーツ推進係長兼スポーツ大会推進室専門員	井口 純	
草津中央おひさまこども園総括保育教諭	笠縫東こども園総括教諭	高谷 武志	
山田こども園総括教諭	常盤こども園総括教諭	福永 敬子	
笠縫東こども園総括教諭	笠縫東こども園副総括教諭	山岸 知子	昇格
常盤こども園総括教諭	老上こども園総括教諭	力石 さやか	
草津第二保育所総括保育士	常盤こども園総括教諭	内村 美幸	
第三保育所総括保育士	矢倉こども園総括教諭	坂矢 陽子	
会計課出納・審査係長	草津宿街道交流館街道交流係長兼史跡草津宿本陣専門員	前田 智恵	
教育委員会事務局生涯学習課専門員兼学校教育課専門員	教育委員会事務局生涯学習課専門員	渡辺 智美	兼務
教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室事業推進係長兼スポーツ推進課専門員	教育委員会事務局スポーツ大会推進室専門員兼スポーツ推進課専門員	原口 裕之	補職替
教育委員会事務局歴史文化財課文化財保護活用係長	建設部住宅課住宅管理係副係長	富永 智	
草津宿街道交流館街道交流係長兼史跡草津宿本陣専門員	都市計画部交通政策課交通政策係長	長尾 政弘	
教育研究所指導主事	教育委員会事務局学校政策推進課専門員	岡崎 仁志	

新 任	旧 任	氏 名	備考
○ 主査級			
総合政策部危機管理課主査	教育委員会事務局スポーツ推進課主査兼生涯学習課主査兼スポーツ大会推進室主査	松岡 秀樹	
総務部総務課主査	教育委員会事務局生涯学習課主任	井上 真尚	
発達支援センター副総括保育士	山田こども園副総括教諭	山岡 佐智子	
草津中央おひさまこども園副総括保育教諭	玉川こども園主任教諭	堀尾 春奈	
草津中央おひさまこども園副総括保育教諭	志津こども園主任教諭	濱田 理帆	
矢倉こども園副総括教諭	常盤こども園副総括教諭	竹内 智美	
老上こども園副総括教諭	矢倉こども園副総括教諭	中川 惟	
玉川こども園副総括教諭	草津中央おひさまこども園副総括保育教諭	伊藤 華子	
笠縫東こども園副総括教諭	草津中央おひさまこども園副総括保育教諭	宮崎 まりえ	
笠縫東こども園副総括教諭	草津中央おひさまこども園副総括保育教諭	中島 千恵	
常盤こども園副総括教諭	草津第二保育所副総括保育士	藤本 彩乃	
第三保育所副総括保育士	山田こども園副総括教諭	木村 有琴	
第四保育所副総括保育士	老上こども園副総括教諭	藤田 有果利	
上下水道部上下水道施設課主査	図書館主査	齋藤 美咲	
会計課主査	学校給食センター主査	西尾 七恵	
教育委員会事務局教育総務課主査	上下水道部給排水課主査	松田 紗知	
教育委員会事務局スポーツ推進課主査兼国スポ・障スポ推進室主査	健康福祉部長寿いきがい課主査	川越 麻衣	
教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室主査兼スポーツ推進課主査	健康福祉部生活支援課主査	森田 洋平	
教育委員会事務局歴史文化財課主査	草津宿街道交流館主査兼史跡草津宿本陣主査	富田 由布子	

新 任	旧 任	氏 名	備考
○ 一般職級			
総務部税務課主任	教育委員会事務局スポーツ推進課主任兼スポーツ大会推進室主任	石倉 香	
健康福祉部長寿いきがい課主任	教育委員会事務局教育総務課主事	松田 恵莉	
発達支援センター主任保育士	笠縫東こども園主任教諭	海野 のどか	
志津こども園主任教諭	矢倉こども園教諭	田中 麻希	
志津こども園主任教諭	草津第二保育所主任保育士	堯部 優香	
草津中央おひさまこども園主任保育教諭	玉川こども園主任教諭	福島 菜生	
草津中央おひさまこども園主任保育教諭	山田こども園主任教諭	三浦 夏音	
矢倉こども園主任教諭	笠縫東こども園教諭	吉村 涼	
矢橋ふたばこども園主任保育教諭	常盤こども園教諭	片野 麦穂	
老上こども園主任教諭	草津中央おひさまこども園主任保育教諭	櫻木 智奈美	
山田こども園主任教諭	老上こども園教諭	市田 かぐら	
笠縫東こども園主任教諭	志津こども園教諭	青木 千夏	
草津第二保育所主任保育士	志津こども園主任教諭	猪俣 真衣	
草津第二保育所主任保育士	笠縫こども園主任教諭	八木 優里	
草津第二保育所主任保育士	矢倉こども園主任教諭	行方 遥	
草津第二保育所保育士	玉川こども園教諭	大森 彩花	
第三保育所保育士	老上こども園教諭	角谷 純	
学校給食センター主任兼第二学校給食センター主任	子ども未来部幼児施設課主任	深尾 亮太	
教育委員会事務局生涯学習課主任	子ども未来部幼児課主任	水谷 早希	
教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室主任兼スポーツ推進課主任 図書館主任	教育委員会事務局スポーツ大会推進室主任兼スポーツ推進課主任 総合政策部職員課付主事	山城 拓馬 岸本 英子	組織改

新規採用

新 任	氏 名	備 考
○ 一般職級		
志津こども園教諭	たかぎ ゆうか 高木 優花	
矢倉こども園教諭	こが なつき 小賀 菜月	
老上こども園教諭	くぼ ゆみ 久保 結実	
玉川こども園教諭	まえだ なつみ 前田 夏海	
山田こども園教諭	あきた わかな 秋田 若南	
常盤こども園教諭	さほだ りんこ 佐保田 凜子	
教育委員会事務局教育総務課主事	まぎき たかゆき 眞崎 貴之	
教育委員会事務局スポーツ推進課主事兼国 スポ・障スポ推進室主事	ますだ つよし 増田 剛	
教育委員会事務局歴史文化財課主事	うちだ ななこ 内田 菜々子	
図書館主事	あくだ ひろみ 福田 宏美	
図書館主事	すぎたに さゆり 杉谷 小百合	

再任用(令和5年度異動)

新 任	旧 任	氏 名	備 考
草津宿街道交流館参与兼史跡草津宿本陣参与兼教育委員会事務局歴史文化財課参与	草津宿街道交流館参与（館長）兼史跡草津宿本陣参与（館長）兼教育委員会事務局歴史文化財課参与	八杉 淳	補職替

令和5年3月31日付退職者

職	氏 名	役 職 名 等
○副部長級	前田 典子	子ども未来部副部長（幼児担当）兼幼児課参事
○課長補佐級	竹村 文代	矢倉こども園副園長
○主査級	田中 琢也	玉川こども園副総括教諭
○一般職級	今田 知花	総合政策部職員課付主任
	古野 眞侑	笠縫東こども園主任教諭



（滋賀県教育委員会による異動分）

新 任	旧 任	氏 名
教育委員会事務局児童生徒支援課 課長補佐兼児童生徒支援係長	南笠東小学校教頭	みやなが たかひろ 宮永 毅弘
教育委員会事務局学校政策推進課 課長補佐兼学校政策推進係長	老上中学校教頭	きたがわ やすゆき 北川 保之
教育委員会事務局学校教育課専門 員	新堂中学校教諭	なかむら かつゆき 中村 克幸
教育委員会事務局児童生徒支援課 専門員	草津中学校教諭	のきか ともこ 野阪 智子
教育委員会事務局学校政策推進課 専門員	志津南小学校教諭	しまだ たつや 嶋田 達也
教育委員会事務局児童生徒支援課 主査	山田小学校教諭	くずもと けいすけ 葛本 圭佑
（滋賀県教育委員会への復帰）		
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局児童生徒支援課 長兼人権センター参事兼健康福祉 部健康福祉政策課参事	柴原 力
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校政策推進課 長	杉田 信一
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門 員	高橋 正樹
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局児童生徒支援課 専門員	明田 孝之
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局児童生徒支援課 専門員	井崎 恵美
滋賀県教育委員会	教育研究所指導主事	奥村 真也

No.	Description	Remarks
1	...	...
2	...	...
3	...	...
4	...	...
5	...	...
6	...	...
7	...	...
8	...	...
9	...	...
10	...	...

議第19号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年4月25日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、草津市教育委員会事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則ならびに草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則ならびに草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

草津市教育委員会事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則ならびに草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

令和5年3月31日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会事務局  
および教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

(草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正)

第1条 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則(昭和41年草津市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「スポーツ大会推進室」を「国スポ・障スポ推進室 事業推進係」に、「歴史文化財係」を「文化財保護活用係 埋蔵文化財係」に改める。

第4条第1項中「副係長」の右に「、主幹」を加え、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項中「専門の事務を掌理するとともに、」の右に「副参事は、」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 主幹は、課長および室長の命を受け、専門の事務を掌理し、所属職員がいる場合には、所属職員を補佐する。

第9項を第10項とし、「専門の事務を掌理するとともに、」の右に、「副参事は、」を加え、第10項を第11項とする。

(草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正)

第2条 草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則(昭和58年草津市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表事務職員の項中「副係長」の右に「、主幹」を加える。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中職の設置の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正（第1条関係）

新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条（略） （組織）</p> <p>第2条 事務局に次の課および係を置く。 教育総務課 総務係 施設係 生涯学習課 生涯学習係 文化振興係 スポーツ推進課 スポーツ推進係 <u>国スポ・障スポ推進室 事業推進係</u> 歴史文化財課 <u>文化財保護活用係 埋蔵文化財係</u> 学校教育課 学校教育係 教職員係 学事・学校保健体育係 児童生徒支援課 児童生徒支援係 人権教育係 学校政策推進課 学校政策推進係</p> <p>（職の設置）</p> <p>第4条 事務局に教育部長、教育部副部長を置き、課、室に課長、室長を置く。ただし、必要に応じ事務局に政策監、教育部理事、主監を置き、課、室に参事、課長補佐、副参事、係長、副係長、<u>主幹</u>、専門員を置くことができる。</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 <u>主幹は、課長および室長の命を受け、専門の事務を掌理し、所属職員がいる場合には、所属職員を補佐する。</u></p> <p>10 副参事および専門員は、課長および室長の命を受け、専門の事務を掌理するとともに、<u>副参事は、所属職員がいる場合には、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>11（略）</p>	<p>第1条（略） （組織）</p> <p>第2条 事務局に次の課および係を置く。 教育総務課 総務係 施設係 生涯学習課 生涯学習係 文化振興係 スポーツ推進課 スポーツ推進係 <u>スポーツ大会推進室</u> 歴史文化財課 <u>歴史文化財係</u> 学校教育課 学校教育係 教職員係 学事・学校保健体育係 児童生徒支援課 児童生徒支援係 人権教育係 学校政策推進課 学校政策推進係</p> <p>（職の設置）</p> <p>第4条 事務局に教育部長、教育部副部長を置き、課、室に課長、室長を置く。ただし、必要に応じ事務局に政策監、教育部理事、主監を置き、課、室に参事、課長補佐、副参事、係長、副係長、専門員を置くことができる。</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 副参事および専門員は、上司の命を受け、専門の事務を掌理するとともに、所属職員がいる場合には、所属職員を指揮監督する。</p> <p>10（略）</p>

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則

草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正（第2条関係）

新旧対照表

改正後		現行	
第1条～第2条（略） （補職名） 第3条（略）		第1条～第2条（略） （補職名） 第3条（略）	
職名	補職名	職名	補職名
事務職員	政策監、教育部長、教育部理事、教育部専門理事、教育部副部長、主監、室長、課長、参事、所長、館長、室長補佐、課長補佐、所長補佐、館長補佐、副参事、副館長、係長、副係長、主幹、専門員、主査、主任、主事	事務職員	政策監、教育部長、教育部理事、教育部専門理事、教育部副部長、主監、室長、課長、参事、所長、館長、室長補佐、課長補佐、所長補佐、館長補佐、副参事、副館長、係長、副係長、専門員、主査、主任、主事
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)



草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(付則関係)

新旧対照表

改正後	現行
<p>付 則</p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中職の設置の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年草津市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表(1)共通決裁事項の表事務の執行関係の部第11項中

「

(1) 重要なもの	○							総務部長(総務課長、財政課長)	
(2) 軽易なもの			○					総務課長、財政課長	

」を

「

(1) 重要なもの	○							総務部長(財政課長)	
(2) 軽易なもの			○					財政課長	

」

に改め、同表経費の支出等関係の部第4項中

「

4 補助金の額の確定				○				財政課長	
------------	--	--	--	---	--	--	--	------	--

」を

「

4 補助金の額の確定				○				財政課長	合議は1件が100万円以上に限る。
------------	--	--	--	---	--	--	--	------	-------------------

」に

改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

草津市教育委員会事務決裁規程

新旧対照表

新 規 程								旧 規 程									
第1条～第5条 (略) 別表 (第4条関係) (1) 共通決裁事項								第1条～第5条 (略) 別表 (第4条関係) (1) 共通決裁事項									
事務 の種 類	項目	決裁権者					合議先	備考	事務 の種 類	項目	決裁権者					合議先	備考
		教育 部長	教育 部長	課長 副部長	課長 補佐	係長					教育 部長	教育 部長	課長 副部長	課長 補佐	係長		
(略)								(略)									
事務 の執 行	(略)								(略)								
	1 1 (略)								1 1 (略)								
	(1) 重要なもの	○						総務部長 (財政課長)	(1) 重要なもの	○						総務部長 (総務課長、 財政課長)	
	(2) 軽易なもの			○				財政課長	(2) 軽易なもの			○				総務課長、 財政課長	
1 2～1 9 (略)								1 2～1 9 (略)									
(略)								(略)									
経費 の支 出等	(略)								(略)								
	4 補助金の額の確定				○			財政課長	4 補助金の額の確定				○			財政課長	
	5～1 0 (略)							合議は1件 100万円以 上に限る	5～1 0 (略)								
(略)								(略)									
(2)～(3) (略)								(2)～(3) (略)									
付則 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。																	



議第20号

草津市幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和5年4月25日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則（昭和54年草津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

老上中学校	老上小学校	野路町（東海道本線以西） 南草津一丁目～五丁目 南笠町（老上西小学校の区域を除く。） 矢橋町（1～23番地・39番地・52番地・65～72番地・104番地・105番地・293～417番地） 橋岡町2～34番地（27番地および29番地2～29番地7を除く。）
	老上西小学校	南笠町（801～887番地・1051～1090番地・1891番地以降） 新浜町 矢橋町（老上小学校の区域を除く。） 橋岡町（老上小学校の区域を除く。）

」を

「

老上中学校	老上小学校	野路町（東海道本線以西） 南草津一丁目～五丁目 南草津プリムタウン一丁目～四丁目 南笠町（老上西小学校の区域を除く。） 矢橋町（1～23番地・39番地・52番地・65～72番地・104番地・105番地・293～417番地） 橋岡町2～34番地（27番地および29番地2～29番地7を除く。）
	老上西小学校	南笠町（801～887番地・1051～1090番地・1891～2000番地） 新浜町 矢橋町（老上小学校の区域を除く。） 橋岡町（老上小学校の区域を除く。）

」に

改める。

付 則

この規則は、令和5年5月20日から施行する。

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部改正する規則

新旧対照表

新 規 則 ( 案 )			旧 規 則		
第1条～第7条 (略) 別表 (第2条第1項関係)			第1条～第7条 (略) 別表 (第2条第1項関係)		
中学校 (略)	小学校 (略)	通学区域 (略)	中学校 (略)	小学校 (略)	通学区域 (略)
老上中学校	老上小学校	野路町(東海道本線以西) 南草津一丁目～五丁目 南草津プリムタウン一丁目～四丁目 南笠町(老上西小学校の区域を除く。) 矢橋町(1～23番地・39番地・52番地・65～72番地・104番地・105番地・293～417番地) 橋岡町2～34番地(27番地および29番地2～29番地7を除く。)	老上中学校	老上小学校	野路町(東海道本線以西) 南草津一丁目～五丁目 南笠町(老上西小学校の区域を除く。) 矢橋町(1～23番地・39番地・52番地・65～72番地・104番地・105番地・293～417番地) 橋岡町2～34番地(27番地および29番地2～29番地7を除く。)
	老上西小学校	南笠町(801～887番地・1051～1090番地・1891～2000番地) 新浜町 矢橋町(老上小学校の区域を除く。) 橋岡町(老上小学校の区域を除く。)		老上西小学校	南笠町(801～887番地・1051～1090番地・1891番地以降) 新浜町 矢橋町(老上小学校の区域を除く。) 橋岡町(老上小学校の区域を除く。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
付 則 この規則は、令和5年5月20日から施行する。					



議第21号

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年4月25日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて  
 次の者を、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）  
 第2条の規定により、草津市小・中学校結核対策委員会委員に委嘱することにつき、本委員会  
 の議決を求める。

記

区分	委嘱 する者	備 考
保健医療関係者	橋倉 博樹	済生会滋賀県病院 結核専門医師
保健医療関係者	笠井 康史	草津栗東医師会（草津市学校医）の代表
学校教育関係者	佐野 由美子	草津市小・中学校養護教諭の代表
関係行政機関の職員	川上 寿一	南部健康福祉事務所（草津保健所）の代表

任期 令和5年5月1日 から 令和6年3月31日 まで

○草津市附属機関設置条例【抜粋】

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係) 【抜粋】

名称	担任事務	定数
草津市小・中学校結核対策委員会	小・中学校の結核管理方針についての調査審議に関する事務	4人以内

○草津市教育委員会附属機関運営規則【抜粋】

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

別表第1 (第2条・第10条関係) 【抜粋】

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市小・中学校結核対策委員会	(1) 保健医療関係者 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員	教育委員会事務局 学校教育課

別表第2 (第3条第2項関係) 【抜粋】

附属機関の名称	任期
草津市小・中学校結核対策委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで

[Faint, illegible text]

[Faint text]	[Faint text]	[Faint text]
[Faint text]	[Faint text]	[Faint text]

[Faint, illegible text]

[Faint text]	[Faint text]	[Faint text]
[Faint text]	[Faint text]	[Faint text]

[Faint, illegible text]

議第 2 2 号

草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 4 月 2 5 日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

次の者を、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、草津市教育支援委員会委員に委嘱および任命することにつき、本委員会の議決を求める。

区分	委嘱（任命）する人	所属（役職）等
有する者 （2人） 学識経験を	松宮 孝明	学校法人松翠学園 滋賀文教短期大学 子ども学科
	小西 喜朗	元びわこ学院大学教育福祉学部 スポーツ教育学科 教授
その他教育委員会が必要と認める者 （28人）	宮嶋 智子	草津市医師会（医師） コス小児科
	藤澤 大輔	草津市医師会（医師） ふじさわ小児クリニック
	中島 由里子	NPO 草津手をつなぐ育成会
	古日山 守栄	元草津養護学校教諭（臨床発達心理士）
	吉川 民子	立命館大学 BKC 学生オフィス（臨床心理士）
	吉原 靖幸	滋賀県立草津養護学校教頭
	大野 祐子	滋賀県立草津養護学校教諭（小学部）
	石田 萌	滋賀県立草津養護学校教諭（中学部）
	山田 貴司	滋賀県立聾話学校校長
	木戸脇 美由紀	草津第二小学校長
	石井 千鳥	矢倉小学校長
	居松 由里	矢倉こども園長
	三木 美紀子	第四保育所長
	齋藤 英樹	新堂中学校教諭
	脇坂 幸子	松原中学校教諭
	三川 千種	老上小学校教諭
	大町 一仁	老上西小学校教諭
	橋本 多佳子	老上中学校 通級指導教室教員
	松尾 ゆか	草津中学校 通級指導教室教員
	西田 史子	渋川小学校 通級指導教室教員
	竹岡 久恵	矢倉小学校 通級指導教室教員
	千崎 裕子	山田小学校 通級指導教室教員
	石本 潤子	ことばの教室主任指導員
	森本 早有美	ことばの教室指導員
	佐藤 恭子	ことばの教室主任指導員
	掛田 みちる	発達支援センター専門員
	劉 爽朗	発達支援センター発達心理相談員
	大西 壘	発達支援センター発達心理相談員

任期 令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

○草津市附属機関設置条例【抄】

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係) 【抜粋】

名称	担任事務	定数
草津市教育支援委員会	特別な支援を必要とする幼児、児童および生徒(以下「特別な支援を必要とする幼児等」という。)に対する就学支援その他の教育支援に関し必要な事項についての調査審議ならびに特別な支援を必要とする幼児等の保護者、学校関係者等との相談に関する事務	30人以内

○草津市教育委員会附属機関運営規則【抄】

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

別表第1 (第2条・第10条関係)

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市教育支援委員会	(1) 学識経験を有する者	教育委員会事務局
	(2) その他教育委員会が必要と認める者	児童生徒支援課

別表第2 (第3条第2項関係)

附属機関の名称	任期
草津市教育支援委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで





議第23号

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年4月25日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

次の者を、草津市学校運営協議会規則第6条の規定に基づき、草津市学校運営協議会委員に委嘱および任命することにつき、本委員会の議決を求める。

区分	委嘱する者	備考
志津南小学校	保護者	楠原 智香 P T A会長
	地域の住民	浅野 謙一 民生委員児童委員協議会会長
		四方 道治 まちづくり協議会会長
		長谷川 佳子 まちづくりセンター長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	北 恵子 地域コーディネーター
		佐々木 奉昭 安全パトロール代表
	対象学校の校長	山田 容子 志津南小学校 校長
	対象学校の教職員	中西 さおり 志津南小学校 教頭
		立入 義章 志津南小学校 地域協働合校担当
	その他教育委員会が適当と認めるもの	馬場 豊 元志津南小学校長 元草津市教育研究所所長
安原 壮一 立命館大学B K C 地域連携化課長		

区分	委嘱する者	備考
矢倉小学校	保護者	辻 朋美 R 4 年度 P T A 本部役員
		伊藤 智子 R 4 年度 P T A 本部役員
	地域の住民	中谷 緑郎 まちづくり協議会会長
		畝木 都 民生委員児童委員
		松井 昌代 民生委員児童委員（主任児童委員）
	対象学校の運営に資する活動を行う者	山本 悦子 地域コーディネーター
	対象学校の校長	石井 千鳥 矢倉小学校 校長
	対象学校の教職員	山川 夏子 矢倉小学校 教頭
		江村 聡子 矢倉小学校 教務主任
		臼井 美由樹 矢倉小学校 教務
その他教育委員会が適当と認めるもの	北島 泰雄 県 C S アドバイザー	

区分		委嘱する者	備考
玉川 小学 校	保護者	則武 麻里	前PTA会長
		窪田 美幸	PTA会長
	地域の住民	奥井 さよ子	玉川学区青少年育成区民会議会長
		福井 麻世	民生委員児童委員(主任児童委員)
		今井 愛子	民生委員児童委員(主任児童委員)
		中野 宗城	玉川学区まちづくり協議会会長、 野路町内会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	堀江 尚子	学校・地域連携アドバイザー
		阿部 有夏	地域コーディネーター
	対象学校の校長	住吉 厚志	玉川小学校 校長
	対象学校の教職員	岩本 宏子	玉川小学校 教頭
		森 和昭	玉川小学校 教務主任
		西田 泰子	玉川小学校 教務
その他教育委員会が適当と認めるもの	中川 珠紀	玉川こども園 園長	

区分		委嘱する者	備考
南笠 東小 学校	保護者	片原 千佳子	PTA会長
	地域の住民	薄田 正子	まちづくり協議会役員
		宇野 千智	まちづくりセンター職員
		大西 繁	民生委員児童委員協議会会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	岡田 やよい	地域コーディネーター
	対象学校の校長	堀江 和男	南笠東小学校 校長
	対象学校の教職員	草野 伸介	南笠東小学校 教頭
		奥村 広樹	南笠東小学校 主幹教諭
		山本 尚司	南笠東小学校 地域連携担当
	学識経験者	麻植 美弥子	福井大学非常勤講師
その他教育委員会が適当と認める者	奥村 真美	玉川中学校校長	

区分	委嘱する者	備考
山田小学校	保護者	宮嶋 ルミ子 PTA会長
	地域の住民	川那辺 孝六 元山田学区まちづくり協議会会長
		山本 克実 山田学区まちづくり協議会会長 民生委員児童委員
	対象学校の運営に資する活動を行う者	中島 民恵 地域コーディネーター
		木村 桂 読み聞かせボランティア代表 PTA会員
		中島 清明 草津栗東交通安全協会山田支部
	対象学校の校長	石井 秀樹 山田小学校 校長
	対象学校の教職員	山本 泰彦 山田小学校 教頭
		山本 和樹 山田小学校 教頭
		宅間 信一 山田小学校 地域連携担当教諭
その他教育委員会が適当と認める者	角 広司 元校長	

任期：令和5年4月25日から令和6年3月31日まで

## 草津市学校運営協議会規則【抄】

(委員の委嘱または任命)

第6条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項に規定する委員の委嘱または任命について、あらかじめ、対象学校の校長から意見を聴くものとする。

【附】 國語文讀本內容表

(附註：一、頁數以本頁為準)

一、國語文讀本內容表	1
二、國語文讀本內容表	2
三、國語文讀本內容表	3
四、國語文讀本內容表	4
五、國語文讀本內容表	5
六、國語文讀本內容表	6
七、國語文讀本內容表	7
八、國語文讀本內容表	8
九、國語文讀本內容表	9
十、國語文讀本內容表	10
十一、國語文讀本內容表	11
十二、國語文讀本內容表	12
十三、國語文讀本內容表	13
十四、國語文讀本內容表	14
十五、國語文讀本內容表	15
十六、國語文讀本內容表	16
十七、國語文讀本內容表	17
十八、國語文讀本內容表	18
十九、國語文讀本內容表	19
二十、國語文讀本內容表	20
二十一、國語文讀本內容表	21
二十二、國語文讀本內容表	22
二十三、國語文讀本內容表	23
二十四、國語文讀本內容表	24
二十五、國語文讀本內容表	25
二十六、國語文讀本內容表	26
二十七、國語文讀本內容表	27
二十八、國語文讀本內容表	28
二十九、國語文讀本內容表	29
三十、國語文讀本內容表	30
三十一、國語文讀本內容表	31
三十二、國語文讀本內容表	32
三十三、國語文讀本內容表	33
三十四、國語文讀本內容表	34
三十五、國語文讀本內容表	35
三十六、國語文讀本內容表	36
三十七、國語文讀本內容表	37
三十八、國語文讀本內容表	38
三十九、國語文讀本內容表	39
四十、國語文讀本內容表	40
四十一、國語文讀本內容表	41
四十二、國語文讀本內容表	42
四十三、國語文讀本內容表	43
四十四、國語文讀本內容表	44
四十五、國語文讀本內容表	45
四十六、國語文讀本內容表	46
四十七、國語文讀本內容表	47
四十八、國語文讀本內容表	48
四十九、國語文讀本內容表	49
五十、國語文讀本內容表	50